

(独) 国民生活センターの在り方について

1. 成長戦略が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」を実現するためには、消費者行政が消費者の安全・安心を確保するセーフティーネットとして機能し、消費者の不安を払拭することが不可欠である。消費者行政の推進にとって、国民生活センターは、消費者行政における中核的な実施機関として、
 - ① 消費者行政の司令塔機能の発揮
 - ② 地方消費者行政の推進
 - ③ 消費者への注意喚起のいずれにとっても必要不可欠な存在である。
2. 国民生活センターの在り方については、昨年 12 月に「あらゆる選択肢を排除せず、1 年間かけて検討していく」との方針を示したことを踏まえ、「消費者行政の体制整備のための意見交換会」を開催し、幅広い有識者の意見を聞きながら検討を行ってきた。
3. 同意見交換会の中間整理（7 月）で示した、「国民生活センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実する」との方針に沿って、消費者庁と国民生活センターが全体として、質の高い行政サービスを効率的に提供することが重要である。このため、両組織の業務の分担の明確化・連携の強化を図り、業務遂行の不断の効率化を進める必要がある。
4. 国民生活センターの各機能を最大限発揮するためには、業務運営・人事面での独立性や機動性・柔軟性を有することが重要である。今般の独法改革の趣旨を踏まえると、そのための組織形態としては、独立行政法人の新たな類型の一つである「中期目標管理法人」とすることが相応しいと考えられる。
5. また、国民生活センター相模原事務所の研修施設廃止決定（平成 22 年 12 月）以降、消費者教育推進法の成立等に伴い研修施設としての需要が増大してきている。この需要を満たすよう研修を拡充すれば、研修施設の稼働率が高まることが見込まれる。このため、同施設を多様な担い手に対する消費者教育及び国・地方の公務員も含めた消費者行政の研修施設として活用することで費用対効果を高められるものと考えられる。したがって、具体的な利用の在り方について更に必要な検討を行い、再開の妥当性が確認されたならば、研修施設として利用を再開することとしたい。
6. この方針に沿って、政府部内で必要な調整を図ることとする。

平成 25 年 12 月 13 日
内閣府特命担当大臣
森 まさこ